

あなたの建物はまちの財産です

「歴史を生かしたまちづくり要綱」登録・認定歴史的建造物のあらし



●はじめに

長い歴史を生き抜いてきた建物は、歴史的・文化的価値とともに、街の景観にとって重要なものです。こうした意味から歴史的建造物をみなさんが将来にわたって保全し活用することに横浜市は応援します。横浜には、開港以来独自の文化が培われ、個性ある街並みがつくりだされてきました。それらは横浜らしさを生み出し、まちの財産として多くの人々に親しまれています。

緑に囲まれた洋館、田園に点在する草葺き民家や神社仏閣、華麗な姿の近代建築、堂々たる風格の土木産業遺構、横浜らしい景観は市内のあちこちにあります。これら歴史的景観は街に深みと奥行きを与え、我々の心に潤いと豊かさを感じさせます。そしてそれは横浜への愛着にもつながります。

横浜市では、昭和63年4月からこのような歴史的景観を保全し、活用していくために「歴史を生かしたまちづくり要綱」という制度をスタートさせました。この制度は、市自らが歴史的な資産をたいせつにしていくとともに、所有者の方々の保全の努力に対し、助成などの支援をしようというものです。建物の外観をたいせつに保全し、内部はむしろ使いやすさや快適さを尊重しようという、新しい考え方にたっています。

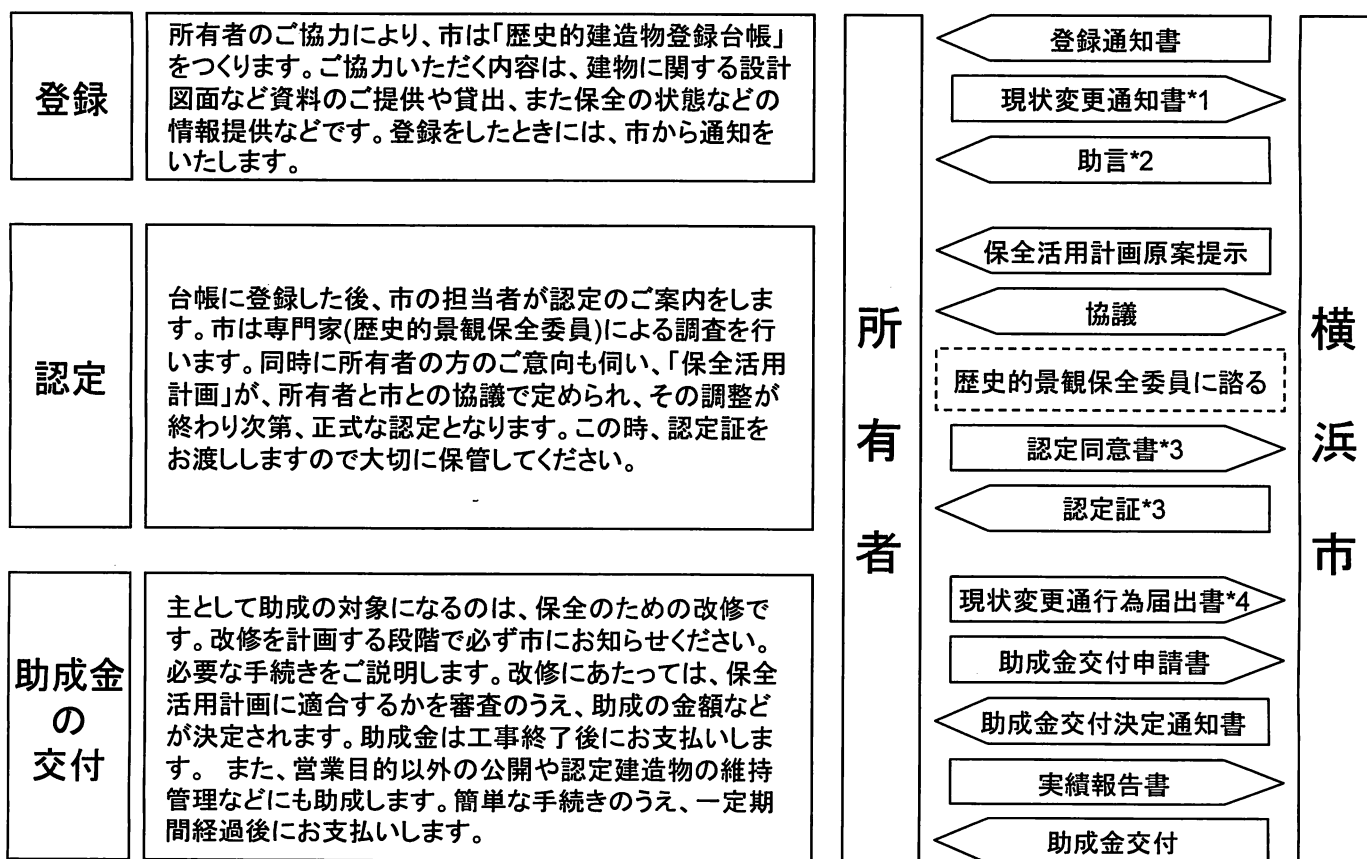
このパンフレットには、要綱に基づく「認定」と「登録」について、主な内容や特色が述べられています。ぜひ、趣旨にご賛同いただき、所有者の皆さんとともに、歴史的建造物の末長い保全活用をはかっていきたいと思えます。

[この制度は、よりよいまちづくりのため、あなたと市との信頼と協力で成立する約束ごとなのです。]

1.歴史を生かしたまちづくり要綱について

目的	歴史的景観の保全と活用に関する基本的な事項を定めて、魅力的で快適なまちづくりに役立てることを目的にしています。
対象	1. 歴史的建造物 近代洋風建築、古民家、町家、蔵、神社、寺院、土木産業遺構など 2. 歴史的地区 歴史的建造物を含み、これらと一体になって歴史的な景観を呈する地区
特徴	1. 所有者の方の実情を大切に考え、柔軟で弾力的な運用をします。 2. 景観上の価値を大切に考え、外観の保全を最優先し、内部はむしろ積極的な活用を望みます。 3. 保全のための改修等に最高6,000万円(木造以外の建物で、歴史的建造物として認定したものの場合)の助成をします。 4. 幅広い保全を図るため歴史的建造物をその価値に応じて、登録、認定に分け対応します。
運用の方針	1. 要綱の目的達成のため総合的な施策を展開し、先導的な役割を担います。 2. 歴史的建造物の所有者、市民及び専門家の意見を十分に反映するよう努めます。 3. 保全活用への所有者の努力に対し、十分に支援の施策を講じます。 4. 所有者の方の財産権や生活を重視し、柔軟かつ弾力的に運用します。 5. 歴史的景観の保全活用に関する研究の推進およびその普及を図ります。

2.しくみと手続き



*1:大規模な改変等を行おうとする場合

*2:特に必要があると認められる場合

*3:保全活用計画添付

*4:保全活用計画にかかわる変更行為を行う場合

3. 保全活用計画の協議、その内容と進め方

<ol style="list-style-type: none"> 1. まず、専門の研究者による建物の詳細な調査を行います。建物を実測して図面をとったり、資料のご提供による分析をします。 2. その結果により、右の事項についての検討を行います。 3. この保全活用計画によって、助成の対象が定められます。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 概要(名称、所在地、建築時期、設計者等) 2. 沿革(建築時、改修歴等) 3. 建造物の価値(建築的価値、景観的価値) 4. 構造等に関する現況と、補修上の問題点 5. 保全活用方針 6. 保全すべき部位とそのデザイン、色、構造、材料等 7. 敷地の利用及び木竹の配置 8. 保全改修の方向(耐久・耐震性の確保、原型への復元等)
---	--

4. 助成の種類

(認定歴史的建造物の場合)

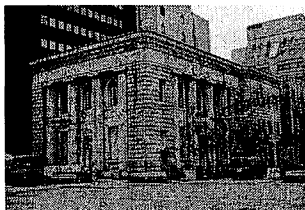
種類		助成率	限度額	備考	
1	調査設計	3/4	200万円	歴史的建造物の保全と活用に必要と認められる意匠・構造・耐久性等に関する調査及び外観保全工事等に関する設計	
2	外観保全	木造	3/4	1,000万円	歴史的建造物の外観保全に関する修理、修復、復元等に関する工事及び監理
		非木造	3/4	6,000万円	
3	耐震改修	木造	3/4	300万円	歴史的景観を保全しながら、歴史的建造物の耐震性を高める工事及び監理
		非木造	3/4	2,000万円	
4	外構保全	3/4	300万円	歴史的建造物等と一体的な景観をなす外構の植栽その他必要な外構の整備	
5	維持管理	—	(年額)30万円	歴史的建造物を適正に維持し、外観等の意匠、材料、構造の日常的な監理及び小破修繕等	
6	防災施設	9/10	—	歴史的建造物の外観等にかかわる防災のための施設の設置	
7	公開	—	100万円 (日数等による)	歴史的建造物の内部空間の全部又は一部を市民に公開	

5. 改修に関する考え方

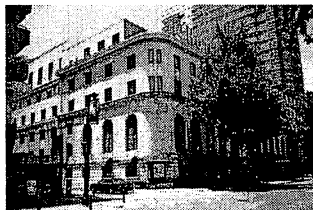
保全の対象は主として屋根や外壁などの外観ですから、生活環境の改善等のための内部の改造は原則として自由です。具体的には、所有者の方と市と専門家を交えた調査を行い、さまざまな検討をしたうえで、その方法が決定されます。

4.認定歴史的建造物の保全活用例

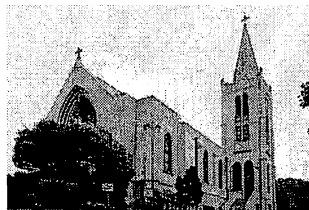
近代建築



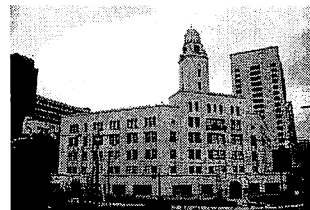
●旧富士銀行横浜支店



●ホテルニューグランド本館

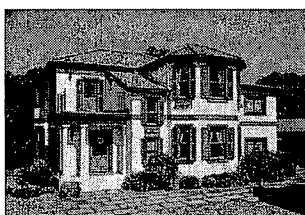


●カトリック山手教会聖堂



●横浜税関本関庁舎

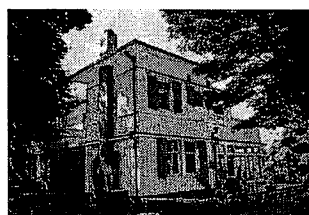
西洋館



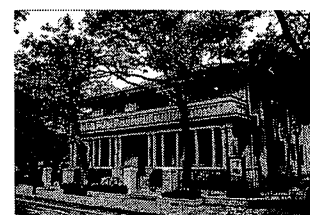
●ブラフ18番館



●山手資料館



●エリスマン邸



●山手234番館

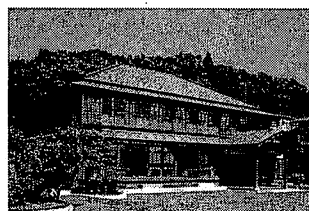
古民家



●旧奥津家長屋門



●旧内野家住宅主屋



●旧清水製糸場本館



●中丸家長屋門

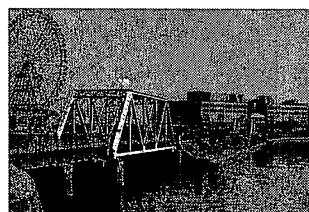
土木遺構



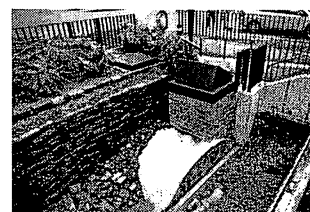
●山手隧道



●桜道橋



●港一号橋梁 | 港二号橋梁



●旧居留地消防隊地下貯水槽

横浜市都市整備局都市デザイン室
 平成18年9月発行
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
 電話 045-671-2023
 FAX 045-663-3415
 横浜市広報印刷番号 第180305号
 類別・分類 C-JJ070